平成２５年（フ）第１８２４号
名古屋市北区如意１丁目117番地
破産者　吉本眞佐子
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１８６号
大阪府高槻市如是町41番21号　如是ハイツ204号
破産者　栗山　　剋
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２６８号
大阪府寝屋川市点野６丁目８番３―303号
破産者　谷口　規子（旧姓渡辺）
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６２５号
大阪市福島区吉野１丁目16番15号　エルブ福島802号
破産者　原田　偉志
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７１９号
大阪市浪速区戎本町１丁目７番１号　シャルム日商203号
破産者　北村　恵子（旧姓石原）
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０９１号
大阪市淀川区三国本町３丁目11番24号
破産者　龍見　啓介
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２７８号
奈良県磯城郡田原本町大字大木166番地の６、開始決定時の住所奈良県大和郡山市田中町322番地
破産者　坂口　和弘（旧姓高垣）
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３５９号
大阪市福島区海老江７丁目11番９号
破産者　児島　千尋
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４８３号
大阪市東淀川区大桐５丁目14番11―303号
破産者　梅村　隆広
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６３６号
大阪府茨木市西福井２丁目３番１―308号
破産者　新藤　憲司
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４９１号
大阪府豊中市曽根東町６丁目３番14号
破産者　久永めぐみ
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５１７号
大阪市浪速区日本橋東３丁目14番10―1105号
破産者　朴　　淵培
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５６１号
大阪府池田市井口堂１丁目12番23―103号
破産者　豊島　正一
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０４８号
大阪府箕面市粟生外院３丁目７番15―203号
破産者　和田　尚之
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１１６号
大阪市生野区桃谷１丁目10番22―616号
破産者　鶴山　達教
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２７０号
大阪府門真市速見町１番14―403号
破産者　島田　寛司
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６４１号
大阪市城東区諏訪３丁目12番15号　コンフォートビラ深江橋108号室、住民票上の住所大阪市生野区小路東２丁目16番31号
破産者　華川　政子
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６４２号
大阪市城東区諏訪３丁目12番15号　コンフォートビラ深江橋108号室、住民票上の住所大阪市生野区小路東２丁目16番31号
破産者　華川　輝明
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６５６号
大阪市淀川区東三国３丁目10番３―1006号
破産者　吉田　亮子
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部